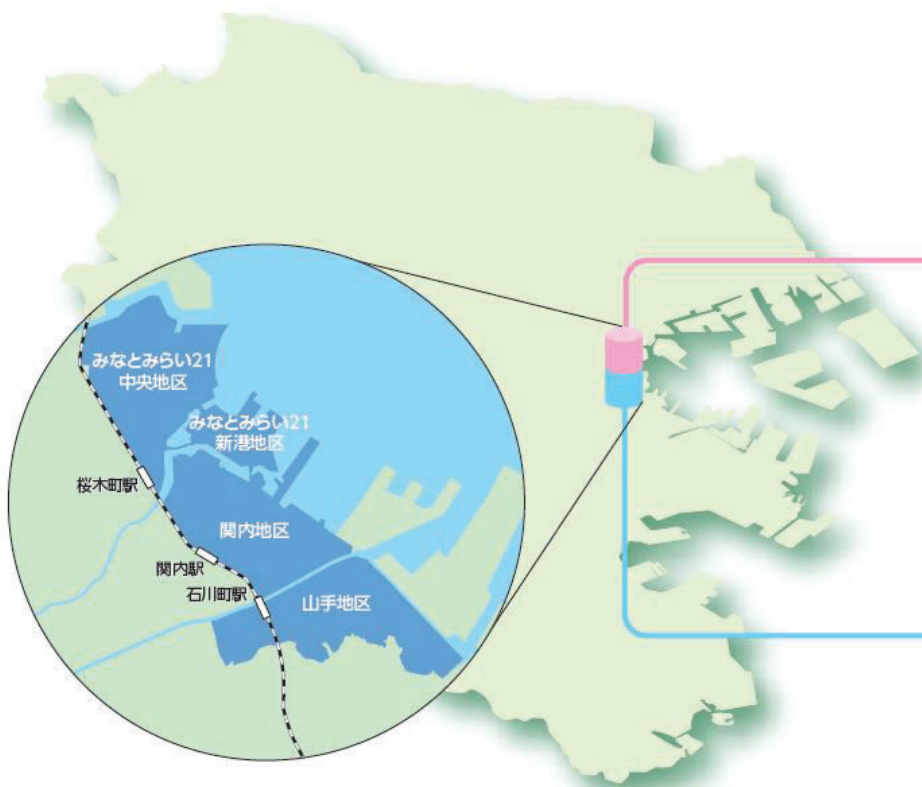


# 景観計画・都市景観協議地区の概要



## 「景観法」に基づく 横浜市景観計画

- 建物の形や色、高さ等の **定量的**な基準
  - 届出・勧告等の 緩やかな **規制**を実施
- ⇒ 景観の質を **担保**

## 「景観条例」に基づく 都市景観協議地区

- 魅力を向上させる **定性的**な基準
  - 事業者と横浜市で **協議**を実施
- ⇒ 景観の質を **向上**

## イベント等における特定照明の制限を緩和

現況

歴史的界隈形成エリア内の歴史的建造物以外の建築物・工作物や、日本郵船ビル又は赤レンガ倉庫を眺望対象とする見通し景観形成街路に面する建築物・工作物については、投光器で照らすことが認められていない。

※特定照明とは

夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明

●景観法施行令 第4条第1項第6号



イベント等において実施する特定照明で、期間や時間を限定的にした場合も、実施することができない

変更後

当該エリア内の建築物・工作物のイベント等で実施する特定照明について、以下のいずれかに該当する場合は可能とする。

- ・実施期間が原則 **7日以内**
- ・1日当たりの実施時間が原則 **10分以内**



例1) 横浜郵船ビル



例2) ホテルニューグランド

## 屋外広告物の制限に投影広告物を追加

現況

屋外広告物条例で新たに規定された投影広告物について、制限事項が規定されていない。

※投影広告物とは

建築物その他の工作物の外面对し、投影装置を用いて投影する方法等により表示する広告物

(主に、プロジェクションマッピング)

●屋外広告物条例 第16条第1項第10号



地域の賑わい形成に繋がるものについては、一定の制限を設けた上で表示することが望ましい

変更後

イベント等で表示する投影広告物について、以下のいずれかに該当し、魅力的な景観に寄与する場合は可能とする。

- ・投影期間が原則 **7日以内**
- ・1日当たりの投影時間が原則 **10分以内**



例1) ヨルノヨアートクルーズ



例2) ヨルノヨ × SAMPO\_MAPP (サンポマップ)

## 都市景観形成行為に特定照明を追加

現況

関内地区で実施する特定照明については、都市景観協議の対象となっていない。

※特定照明とは

夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明

●景観法施行令 第4条第1項第6号

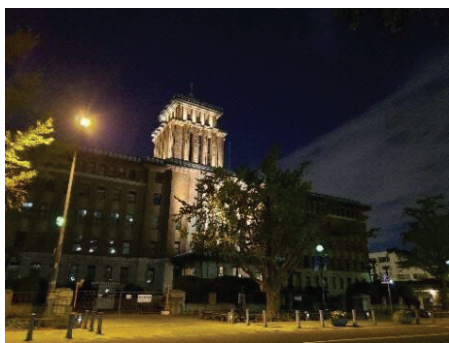


特定照明の演出は、建物意匠を生かした照明計画が望ましいが、都市景観協議の対象ではないためデザイン調整に苦慮している

以下の特定照明について、都市景観協議の対象とする。

- ・都市景観協議地区図4に示す**歴史的建造物**

変更後



例1) 神奈川県庁



例2) 横浜税関

## ライトアップの行為指針を拡充

現況

歴史的建造物へのライトアップについては「ライトアップなどにより、街並みを演出する」とされ、ただ照らすことしか規定されていない。



歴史的建造物は、その構造や形態、色などの特徴を演出する夜間照明とし、魅力的に演出することが望ましい

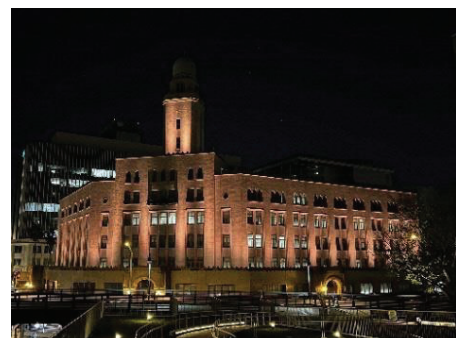
歴史的建造物へのライトアップについて、以下の指針に沿った適切な演出を誘導する。

- ・歴史的建造物の**特徴を生かした**ライトアップ

変更後



例1) 特別演出時の神奈川県庁



例2) 特別演出時の横浜税関

## 夜間景観全体の取扱いを追加

現況

夜間景観に関する行為指針は日常時を想定した内容であり、イベント等を想定した内容となっていない。



イベント等の特別な演出を限定的にすることで、横浜らしい落ち着いたある常時の夜間景観とどちらも楽しめるようにすることが望ましい

変更後

イベント等における夜間演出について、以下の指針に沿った適切な演出を誘導する。

- ・日常的な落ち着いたある夜の街路景観を演出するとともに、**イベント等の演出は期間又は時間を限定し、メリハリのある夜間景観とする**



撮影：(一社)神奈川県ドローン協会  
提供：クリエイティブ・ライト・ヨコハマ実行委員会  
例) ヨルノヨ-YOKOHAMA CROSS NIGHT ILLUMINATION

## イベント等における屋外広告物の取扱いを追加

現況

屋外広告物に関する行為指針は日常時を想定した内容であり、イベント等を想定した内容となっていない。



イベント等の特別な演出を限定的にすることで、横浜らしい落ち着いたある常時の夜間景観とどちらも楽しめるようにすることが望ましい

変更後

イベント等における屋外広告物について、以下の指針に沿った適切な演出を誘導する。

- ・魅力的な眺望景観、街路景観を形成するよう、秩序ある広告景観とするとともに**イベント等の演出は期間又は時間を限定し、メリハリのある広告景観とする**



例) コスモクロック21 (みなとみらい2 1新港地区)

		関内地区	みなとみらい21 中央地区	みなとみらい21 新港地区
景観計画	①特定照明	●	- (※1)	○
	②屋外広告物	●	- (※1)	●
都市景観協議地区	①都市景観形成行為 (協議対象)	●	- (※1)	●
	②歴史的建造物の ライトアップ	●	- (※2)	●
	③夜間景観全体	●	●	●
	④屋外広告物	●	●	○

●：変更あり、○：軽微な変更あり、-：変更なし

(※1)みなとみらい21中央地区では、夜間照明及び屋外広告物に関する内容を景観計画では規定しておらず、都市景観協議地区の行為指針として規定している。

(※2)みなとみらい21中央地区では、対象区域内に歴史的建造物が限られており規定していない。